

2018 年
7 月号トピックス I. ベトナム競争法の改正
II. エジプト新投資法
コラム シンガポール競争法 Uber・Grab 案件の状況

I. ベトナム競争法の改正

執筆: Truong Huu Ngu、柳瀬 ともこ

日本の独占禁止法に相当する、世界各国の競争法は、カルテルの予防や企業結合規制等の観点から、グローバルに事業展開をする日系企業にとって、対処すべき重要性が今日益々高まっている法令と理解されています。

ベトナムにおいては、2018年6月12日、第14回国会第5会期において、現行の競争法(法27号/2004/QH11)(以下「現行法」といいます。)を改正する新しい競争法(法23号/2018/QH14)(以下「新競争法」といいます。)が成立しました。新競争法は、2019年7月1日より施行され、現行法は同日より廃止されます。以下、重要な改正点についてご紹介します。

1. 適用対象の拡大

新競争法では、ベトナム市場に競争制限効果を与えるまたはその恐れのある競争制限行為および経済集中を規制することが明記されました¹。これにより、ベトナム領外で行われた競争制限行為についても規制の対象とする法的根拠が与えられました。また、現行法では、ベトナムで事業を行う内国事業者および外国事業者が適用対象とされていますが、新競争法では「関連する国内・国外の機関・組織・個人」が新たに適用対象として加えられました²。

2. 競争制限的協定の類型追加と実質的判断基準の導入

現行法では、競争制限的協定として、次表の項目1から8の類型が規定されており、これらは、①適用除外事由に該当しない限り、協定に加わった事業者の関連市場における市場占有率(マーケットシェア)の合計が30%以上の場合に禁止されるもの(項目1から5)、②例外なく一律に禁止されるもの(項目6から8)に分けられます。

新競争法では、新たに項目9から11の類型が追加されました³。また、関連市場における競合事業者間の協定(いわゆる水平的協定)だけでなく、製品またはサービスの生産、販売、供給といった異なる取引段階の事業者間で締結される協定(いわゆる垂

¹ 新競争法1条

² 新競争法2条3項

³ 新競争法11条9項、10項および11項。なお、新競争法では、項目1から8の競争制限的協定の規定の順番が変更されており、例えば項目8(いわゆる入札談合)は、4番目に規定されています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

直接的協定)も禁止の対象とされ、さらに、従来の「市場占有率の合計が30%以上」という形式的判断基準に代えて、実質的な競争制限効果またはその恐れという実質的判断基準が導入されました⁴。各協定と禁止される場合の対応関係は、次の表の通りです。

	競争制限的協定	現行法	新競争法	
			水平的協定	垂直的協定
1.	直接的であるか間接的であるかを問わず、物品またはサービスの価格を拘束する協定	市場占有率30%以上の場合に禁止される	例外なく禁止される	市場への実質的な競争制限効果が生じるまたはその恐れがある場合に禁止される
2.	販売経路、物品の原料供給またはサービスの供給を分配する協定 ⁵			
3.	物品またはサービスの生産量、購入量または販売量を、制限または調整する協定			
4.	技術開発または投資を制限する協定			
5.	物品またはサービスについて売買契約を締結する際に、取引の相手方に条件を課す協定、または売買契約に直接関係しない義務を取引の相手方に強要する協定			
6.	他の事業者が市場へ新規参入または事業を拡大することを阻止、制限、または妨害する協定	例外なく禁止される ⁶	例外なく禁止される ⁶	
7.	協定に参加していない事業者を市場から排除する協定			
8.	物品の供給またはサービスの提供に関する入札において、協定を締結したまたはすべての事業者に落札させることを黙認すること。			
9.	競争制限的協定に参加しない事業者と取引しない旨の協定			
10.	競争制限的協定に参加しない事業者の製品販売市場、物品またはサービスの供給市場を制限する協定		市場への実質的な競争制限効果が生じるまたはその恐れがある場合に禁止される	
11.	その他競争制限を生じるまたはその恐れのある協定			

新競争法において「実質的な競争制限効果」が生じるかどうかは、市場占有率、市場への新規参入や市場拡大への障壁となるか、研究・開発・技術革新等を制限するか、消費者のコストを増大させるか等の諸要素を考慮して実質的に判断することとされており、これらの判断基準の詳細は、政府が定めることとされています⁷。

3. 市場支配的地位⁸の実質的判断基準

現行法上、市場支配的地位にある企業または企業グループが、その地位を濫用することは禁止されています。「市場支配的地位」は、(i)単独の企業で①関連市場での市場占有率が法定の割合を超えるか、もしくは②実質的に競争を制限し得るか、または(ii)濫用行為を行っている企業グループの関連市場における市場占有率の合計が法定の割合を超えるかによって判断されず。

新競争法では、単体および企業グループいずれについても、①関連市場における市場占有率(の合計)が法定の割合を超えるか、または②関連市場に重大な市場支配力を及ぼす場合に、「市場支配的地位」にあるとみなされます⁹。「重大な市場支配力」の有無は、関連市場における市場占有率、企業の規模および財力、他企業の関連市場への新規参入や市場拡大への障壁とな

⁴ 新競争法 12 条

⁵ 新競争法では、「顧客を分け合う協定」が追加されました(新競争法 11 条 2 項)。

⁶ 項目 6 から 8 は、現行法および新競争法いずれにおいても適用除外の対象となりません。

⁷ 新競争法 13 条

⁸ なお、市場独占的地位(ある事業者が関連市場において扱っている物品またはサービスについて競合事業者が存在しない場合)の濫用は、現行法と同じく、新競争法においても禁止されます。

⁹ 新競争法 24 条

るか、市場へのアクセス可能性、技術的優位性、インフラストラクチャーへのアクセス、知的財産権の所有権や利用権、取引相手の変更可能性等の諸要素を検討して判断するとされており、これらの判断基準の詳細は、政府が定めることとされています¹⁰。

4. 経済集中の実質的判断基準

現行法では、市場占有率の合計が 50%を超えることとなる経済集中(合併、企業買収、ジョイントベンチャー等)は禁止され、合計市場占有率の合計が 30%以上 50%以下となる経済集中は事前に競争当局に届け出る必要があります。

新競争法では、まず、市場に「実質的な競争制限効果」を生じさせるまたはその恐れがある経済集中は禁止されます¹¹。「実質的な競争制限効果」の有無は、関連市場における企業の市場占有率の合計、経済集中前後の関連市場における集中の状況、参加企業の製品またはサービスの生産、販売、供給といった異なる取引段階における垂直的關係、関連市場における競争優位性、他の企業の市場からの排除または新規参入阻害の可能性等の諸要素を検討して判断するとされており、これらの判断基準の詳細は、政府が定めることとされています¹²。

また、経済集中により、以下の 4 項目をもとに定められる基準(現行法とは異なり、新競争法自体には、事前届け出の基準となる具体的な数値基準は明記されていません。)に達する場合は、事前に競争当局に届け出ることとされており、基準の詳細は、その時々々の社会経済状況を勘案して政府が定めることとされています¹³。

- 参加企業のベトナム市場での総資産の合計
- 参加企業のベトナム市場での総売上合計
- 経済集中の取引価値
- 参加企業の関連市場における市場占有率の合計

5. リニエンシー制度の新設

新競争法では、禁止される競争制限的協定に参加した企業が自主的に競争当局に申告すれば罰金の減免を受けられる制度(いわゆるリニエンシー制度)が導入されました。減免を受けるのは、次の条件を満たし、書面で申告した最初の 3 社に限られており、1 番目は 100%、2 番目は 60%、3 番目は 40%の減免を受けられます¹⁴。

- 競争制限的協定に関与したまたは関与している者による申告であること
- 管轄当局が捜査の決定を下す前に、違反行為を自主的に申告したこと
- 誠実に申告し、違反行為に関する全ての情報および証拠を提供すること
- 違反行為の捜査および処理の過程において、管轄当局に積極的に協力すること



チ ョ ン フ ム グ ー
Truong Huu Ngu

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムカウンセラー
truong.huu.ngu@jurists.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ホーチミン市のロゴス法律事務所等約4年の実務経験を経て、2011年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。



や な せ
柳瀬 ともこ

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.yanase@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2002年まで株式会社大和総研勤務。2010年にJPモルガン証券株式会社法務部出向。2013年に当事務所ホーチミン事務所駐在。2016年に当事務所ハノイ事務所駐在。ベトナム進出企業が直面する様々な問題への対応をサポート。

¹⁰ 新競争法 26 条

¹¹ 新競争法 30 条

¹² 新競争法 31 条

¹³ 新競争法 33 条

¹⁴ 新競争法 112 条。なお、他企業に協定を強要した企業や協定を主導した企業に対しては減免は与えられません。

II. エジプト新投資法

執筆者: 森下 真生、今泉 勇

1. はじめに

エジプトは、現在、長期開発戦略であるビジョン 2030 の下、経済構造改革を図っており、その一環として、重要セクターへの直接投資を促進しています。そうした中で、2017 年に、新投資法が施行されて¹、外国投資の保護が強化され、外国投資の一層の促進が図られることとなりました。2018 年 6 月に公表された国連貿易会議(UNCTAD)の最新統計によれば、エジプトの 2017 年における対内外国直接投資は、73 億 9,200 万ドルで、アフリカではトップですが、新投資法による外国直接投資の一層の拡大が望まれています。

2. 新投資法の概要

(1) 外国直接投資の保護

新投資法は、外国直接投資の促進を図る観点から、以下のような外国投資の保護措置を定め、また、外国投資家に対して一定の権利を認めています。

(i) 公平衡平待遇、内国民待遇等

- ・ 全ての投資は、差別なく公平且つ公正に取り扱われる。²
- ・ 外国投資家は、国内投資家と同等の待遇を受ける。
- ・ 投資に関する手続又は判断は、恣意的、濫用的又は差別的になされない。
- ・ 外国人投資家は、投資プロジェクトの期間中、エジプトに居住できる。

(ii) 国有化・収用の禁止等

- ・ 投資プロジェクトは国有化されない。
- ・ 公益を目的とし、即時前払いされる公正な経済的対価の支払いがなされる場合を除き、プロジェクト資産は、公用収用されない。
- ・ 最終的な裁判所命令又は判決による場合を除いては、投資プロジェクトは、行政による差押え³、資産没収又は凍結の対象とならない。
- ・ 政府及び規制当局は、投資プロジェクトに関して、投資家に対して、違反を通知し、当該投資家の見解を聴取し、且つ、違反解決のための適切な時間を与えることなく、ライセンスの取消若しくは停止又は土地の割当ての取消を行わない。

(iii) 通貨交換及び本国送金の自由

- ・ 投資家は、制限を受けることなく、エジプト国外から送金される外国通貨をもって、プロジェクトについての出資、運営、事業拡大及び資金調達を行える。
- ・ 投資家は、プロジェクトからの収益を国外に送金することができ、政府は、投資家による外国通貨建ての本国送金につき、制限を課すことなく、また遅滞なく、許可する。

(iv) 輸出入の自由

- ・ 投資家は、投資プロジェクトにおいて、輸入者登録を行うことなく、機械、備品、原材料その他生産に必要な物資を輸入でき、また、輸出者登録を行うことなく、生産品を輸出できる。

(v) 外国人労働者

- ・ 投資プロジェクトにおいて、投資家は、プロジェクトに従事する全労働者の最大 10%の外国人を雇用できる(但し、国

¹ 新投資法は 2017 年 6 月 1 日から施行されているものの、本来それから 90 日以内に承認されるはずだった施行規則の内閣承認は結局 2017 年 10 月 25 日となり、実質的な運用開始は遅れました。

² 当該外国がエジプト人投資家に同様の優遇措置を認めることが条件とされます。

³ 唯一の例外として、税務当局及び社会保険当局による債権回収のための差押えがあります。

内人材では必要な資質を満たせない場合には、適用法令に従い最大 20%まで許容される。⁴⁾

(2) 行政手続の迅速化等

従来の投資法下では、投資の許可を得るために、10 を超える当局の審査を経る必要があり、平均して 2 年程度を要することが大きな問題でしたが、新投資法は、この点を劇的に改善し、ワンストップ・ショップである投資家サービスセンター(Investors Service Center: ISC)を通じて、行政手続が効率的且つ短期間のうちに行われるようになりました。また、技術及び財務上の条件に関連する書類及び手続について、民間の専門家である認定事務所(Accreditation Offices: AO)がその審査及び適合証明書の発行を行うことも認めました。これらにより、会社設立及び許認可の取得が容易に且つ短期間で可能になると期待されています。

(i) 投資家サービスセンター(ISC)

他の法律の規定にかかわらず、投資・フリーゾーン庁(GAFI)の監督下にある ISC 内のライセンス交付当局は、全ての行政及び法的事項に対応し、土地を割り当て、且つ、投資プロジェクトの期間中プロジェクト会社に必要な全てのライセンスを交付するあらゆる権能を有します。ISC による審査については、申請書の提出から 60 日以内に判断を下すよう定められています。同期間内に回答がない場合は許可されたものとみなされ、GAFI の CEO によりライセンスが交付されます⁵⁾。このように、新投資法は、ライセンスについて、ISC によるワンストップサービスを実現し、かつ、審査について期間制限を設けることで、ライセンス交付の迅速化を図っています。

なお、投資家は、プロジェクト用地が割り当てられる前にプロジェクトのためのライセンス申請手続を始めることができますが、ライセンスの申請及び取得に係る費用は全てプロジェクト用地が実際に割り当てられてからの支払いとされ、この点でも投資家に対する配慮がなされています。

(ii) 認定事務所(AO)

認定事務所(AO)は、GAFI により、プロジェクト並びにその運営及び事業拡大のためのライセンスの取得に必要な書類を審査し、関連法に定められた技術及び財務上の条件並びに他の条件に適合していることを確認する権限を認められた民間企業です。

AO が発行する証明書は有効期間 1 年の公的な証明書であり、投資家サービスセンター及び GAFI により正式に受理されます。かかる証明書は、提出日から 10 営業日以内に正当な異議が申し立てられない場合に最終的なものとして承認されたものとみなされます。

ライセンス発行に必要な書類審査を当局の外で行う AO の導入も、迅速なライセンス発行に資するものです。

(iii) 公平且つ効率的な裁判外紛争解決(ADR)

新投資法は、投資家の保護だけでなく、紛争の効率的且つ公平な解決を確保することを目的とした ADR について、次の 3 つの手続を定めています。行政機関はかかる ADR の終局的判断に拘束される一方、投資家は管轄裁判所に訴える権利を留保します。

- ・ GAFI の不服申立委員会
- ・ 投資家と、国の組織、機関又は公社との間の紛争のための投資紛争解決閣僚委員会
- ・ 国の組織、機関又は公社が当事者である契約に関連する紛争を解決するための投資契約紛争解決閣僚委員会

国や公的機関との契約における管轄は、当該国の裁判所とされてしまうことが少なくありませんが、エジプトでは裁判に時間かかることもあって、これは投資家にとって大きな問題となり得ます。新投資法が定める ADR が有効に機能し、紛争の裁判外での迅速な解決が可能となるとすれば、投資家にとって大きな恩恵となります。⁶⁾

(3) 投資優遇措置

新投資法では、外国投資を促進する観点から、以下の投資優遇措置も定められています⁷⁾。

(i) 共通優遇措置

全ての投資プロジェクト(フリーゾーン・プロジェクトを除く。)が、新投資法が定める共通優遇措置の対象となります。

⁴⁾ この割合は、戦略的プロジェクトについては更に引き上げられる可能性があります。

⁵⁾ 投資家サービスセンターは、却下の決定を下した場合はその全てについて通知及び説明をしなければなりません。却下の決定については、GAFI の不服申立委員会に不服を申し立てることができます。

⁶⁾ なお、日本とエジプトの間には、投資協定(投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定)があり、日本の投資家にとっては、投資仲裁による解決も選択肢となります。

⁷⁾ これらに加え、閣僚評議会は、追加優遇措置を認めることもできるとされています。

優遇措置としては、輸入される全ての機械、設備及び備品の関税手数料が一律 2%となること、並びに商業登記から 5 年間、定款、資金調達契約及び担保契約の印紙税及び登記手数料が免除されることなどがあります。

(ii) 特別優遇措置

新投資法の施行日後に設立された投資プロジェクトは、次の特別優遇措置の対象となります^{8,9}。

分類	優遇内容	対象プロジェクト
セクターA プロジェクト	課税対象純利益からプロジェクト投資費用の 50%相当額を控除	投資マップで低開発地域に指定された地域で実行される投資プロジェクト
セクターB プロジェクト	課税対象純利益からプロジェクト投資費用の 30%相当額を控除	<ul style="list-style-type: none"> ・労働集約型産業 ・中小企業 ・再生可能エネルギー利用又は再生可能エネルギー発生事業 ・最高投資評議会が定める戦略的プロジェクト又は観光プロジェクト ・首相が定める発電又は配電プロジェクト ・生産品輸出プロジェクト ・自動車製造業、自動車部品産業、木材産業、家具産業、印刷産業、包装産業、化学産業、抗生物質製造業、がん治療薬製造業、化粧品産業 ・食品加工業、農産物産業、農業廃棄物処理業 ・技術産業、金属工業、繊維産業及び皮革工業

3. おわりに

新投資法は、国内外から評価されていますが、エジプトでは、新投資法の制定に合わせ、事業ライセンス法(Industrial Licensing Law)、行政機関法(Civil Service Law)、改正輸入者登録法(Importers Register Law)などの法律も順次可決されており、そのほか複数の法律(会社法及び資本市場法の改正並びに倒産に関する新法を含みます。)も制定過程にあります。かかる改革は、より透明性が高く、安定しており且つ安全な投資環境を整えることで、投資家の信頼を高めることを意図して行われているものと考えられます。

新投資法を含む諸立法により、今後投資環境が整備され、安定的な運用がされることで、エジプトへの外国直接投資が拡大することが期待されます。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 ドバイ駐在員事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m.morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録。2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。UAEドバイ駐在5年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士
i.imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド・ミャンマー等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。

⁸ 特別優遇措置を受けるための条件には、新投資法の施行規則の施行日から 3 年(1 年に限り延長可能)以内に、投資プロジェクトのために新たにプロジェクト会社を設立し、標準的且つ適切な会計帳簿を作成することなどがあります。

⁹ 租税優遇措置による減税額は、営業開始日又は活動開始日以降 7 年間、払込資本の 80%を超えないものとされています。

シンガポール競争法 Uber・Grab案件の状況

本年7月5日に、シンガポール競争法当局(Competition and Consumer Commission of Singapore)(「CCCS」)が、Uberによる東南アジアビジネスのGrabへの譲渡(「本件統合」)に関し、シンガポール競争法に違反する旨の仮決定を下しました。今後、当事者及び市場関係者等の第三者の意見に基づき最終決定がなされる予定です。なお、既にGrabがCCCSの仮決定に対して異議を申し立てる旨の報道もなされています。上記の通り、まだ最終決定がなされたわけではありませんが、関連するシンガポール競争法の概要について紹介します。

1. 企業結合に関するシンガポール競争法の概要

シンガポールでは、日本と同様に、企業結合により当該市場における競争を実質的に制限(substantial lessening of competition)することとなる場合、当該企業結合は競争法違反となり、問題解消措置が講じられない限り、禁止されます。

もともと、日本では、一定の規模及び種類の企業結合は、公正取引委員会に事前届出を行う必要があるのに対し、シンガポールでは、事前届出が強制される規模又は種類の企業結合取引が明示されておらず、企業結合当事者が、一定の市場の実質的な競争を制限する企業結合であるか否かを分析し、これに該当するおそれがある場合にCCCSに対して事前届出を行う、という制度になっています。CCCSが公表しているガイドラインでは、①企業結合当事者のマーケットシェアが40%を超える場合、又は②企業結合当事者のマーケットシェアが20%以上40%未満で、かつ企業結合後の上位3社の合計マーケットシェアが70%以上の場合ではない限り、CCCSが調査を開始する可能性は低い、との目安が示されています。

企業結合当事者がCCCSに対して事前届出を行った場合、原則として、CCCSは必要書類を受領した日から30日以内に第一次審査(Phase 1 Review)を行い、この期間中に審査が完了しない場合には、さらに追加書類を受領した日から120日以内に第二次審査(Phase 2 Review)を行います。

企業結合当事者がCCCSに対して事前届出を行わずに企業結合を実行した場合、CCCSは、当該企業結合が競争法に違反すると判断する合理的な根拠があれば、調査を開始することができます。また、CCCSは、調査が完了する前であっても、調査の妨げ又は調査完了後に問題解消措置を命じることの妨げになる場合には、適切と判断する暫定的問題解消措置(Interim Measures Directions)(「IMD」)を命じることができます。

さらに、CCCSは、企業結合当事者の故意又は過失により、競争法違反となる企業結合を実行した場合、当該企業結合当事者に対してペナルティーの支払いを命じることができます。ペナルティーの金額は、CCCSが競争制限の程度、競争制限となった市場における企業結合当事者の売上、競争制限が行われた時期及び期間、競争制限緩和措置の有無及び内容等を総合的に勘案して決定することになります。但し、ペナルティー金額は、競争法違反となった企業結合の対象事業の売上(最長で3年間の売上)の10%が上限となります。

2. 本件統合の経緯

公開情報から把握することのできる本件統合に関する経緯は、以下の通りです。なお、Uberは、本件統合を公表する前までシンガポールの最大手タクシー会社であるComfortDelgro(「Comfort」)との間でも資本業務提携の協議を行っており、この資本業務提携に関する協議もCCCSによる本件統合に関する仮決定に影響を及ぼしている可能性もあるため、Comfortとの資本業務提携に関する事項も併せて記載しています。

2017年12月8日	Comfort と Uber が、資本業務提携契約(strategic agreement)を締結したことを公表
2018年2月19日	Comfort と Uber との資本業務提携に関し、CCCS が第二次審査(Phase 2 Review)に移行する旨を通知
2018年3月9日	CCCS は、本件統合の交渉の事実が報道されたことを踏まえ、Grab 及び Uber に対して、シンガポールの事前届出制度の概要及び競争法に違反した場合の措置についての説明文を送付
2018年3月19日	Uber は、シンガポールの市場での競争に影響を及ぼす契約を締結した場合には、CCCS に届出を行う旨を報告
2018年3月25日	Comfort 及び Uber は、資本業務提携契約を解消し、当該資本業務提携に関する CCCS への事前届出を取り下げる旨を公表
2018年3月26日	Grab が、本件統合を公表
2018年3月27日	CCCS が、本件統合についての調査を開始
2018年3月30日	CCCS が、Grab 及び Uber に対して IMD 案を送付
2018年4月6日	Grab 及び Uber は、CCCS から送付された IMD 案の代替案を CCCS に提出
2018年4月13日	CCCS が、Grab 及び Uber に対する IMD を通知
2018年5月7日	CCCS が、Grab 及び Uber による IMD の遵守状況を監視する independent monitoring trustee の選任を承認したことを公表
2018年7月5日	CCCS が、本件統合がシンガポール独禁法に違反しているとして、問題解消措置及びペナルティーを科す旨の仮決定を公表

Grab 及び Uber は、本件統合に関し CCCS に対する事前届出を行う旨を示唆又は公表しておりましたが、実際には、CCCS に対する事前届出を行わず、本件統合を実施しました。これに対し、CCCS は、以下の事情等を考慮し、(a)本件統合前の乗車賃算定アルゴリズムを維持すること、(b)Grab の新規ドライバー等に対して独占的な契約条件を課さないこと及び(c)既存の独占的な契約条件を解消すること、並びに(d)Grab による Uber からの経営情報の取得の制限等を内容とする IMD を発行しました。なお、本件は、CCCS が初めて IMD を出した事案になります。

- ✓ Grab が本件統合を公表した 2018 年 3 月 26 日の段階で、Uber から Grab へのドライバーその他の関係当事者の契約及びオペレーションの承継等は概ね完了していたこと
- ✓ Grab 及び Uber の合計マーケットシェアが高いこと(CCCS の見解では 60%から 70%)
- ✓ 本件統合後に Uber が乗車賃を相当程度値上げしていること
- ✓ Grab がドライバー等との間で他の競合他社に移ることを困難にする契約条件を課していること

今回出された競争法違反の仮決定において提案されている問題解消措置でも、競争制限が解消されるまで本件統合前の乗車賃算定アルゴリズムの維持及びドライバー等との独占的な契約条件の解消が含まれている他、Uber が保有する自動車のリース会社の競業他社への譲渡が要求されています。さらに、本件統合の経緯に鑑み、CCCS は、Grab 及び Uber に対して、ペナルティーを科すことも提案しています。

まだ本件統合がシンガポール競争法違反に該当することが確定したわけではありませんが、競争法上の多くの論点を含んだ事案であり、また、市民生活にも身近な市場での問題でもあるため、CCCS の最終判断に注目が集まっています。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所では現在、国内外に14の拠点を設けています。
国内拠点と海外拠点の密接な連携はもちろん、現地の有力法律事務所との協力体制も構築。
各国の法律に深く精通したリーガルサービスで、
海外への事業進出や投資活動を行う日本企業をサポートいたします。

国内拠点

東京事務所

Tel 03-6250-6200
03-6250-7210 (弁護士法人
西村あさひ法律事務所 主事務所)
Fax 03-6250-7200

名古屋事務所



社員 伊藤剛志
社員 藤井宏樹

Tel 052-533-2590
Fax 052-581-0327

大阪事務所



社員 臼杵弘宗
社員 井垣太介
社員 廣田雄一郎

Tel 06-6366-3013
Fax 06-6366-3014

福岡事務所



社員 尾崎恒康
社員 高木謙吾
社員 舞田靖子

Tel 092-717-7300
Fax 092-726-1311

海外拠点

バンコク事務所



代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

Tel +66-2-168-8228
Fax +66-2-168-8229
E-mail info_bangkok@jurists.jp

北京事務所



首席代表 中島あずさ
代表 大石和也

Tel +86-10-8588-8600
Fax +86-10-8588-8610
E-mail info_beijing@jurists.jp

上海事務所



首席代表 前田敏博
代表 野村高志

Tel +86-21-6171-3748
Fax +86-21-6171-3749
E-mail info_shanghai@jurists.jp

ドバイ駐在員事務所



代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

Tel +971-4-253-3646
Fax +971-4-253-3648
E-mail info_dubai@jurists.jp

ハノイ事務所



パートナー 小口光
代表(ホーチミン) 大矢和秀

Tel +84-24-3946-0870
Fax +84-24-3946-0871
E-mail info_hanoi@jurists.jp

ホーチミン事務所



代表(ハノイ) 廣澤太郎
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
ベトナムパートナー* Ha Hoang Loc

Tel +84-28-3821-4432
Fax +84-28-3821-4434
E-mail info_hcmc@jurists.jp

ジャカルタ事務所*1



代表 Luky Walalangi
町田憲昭

Walalangi & Partners Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-5080-8600 Tel +62-21-2933-3617
Fax +62-21-5080-8601 Fax +62-21-2933-3619
E-mail info@wplaws.com E-mail info_jakarta@jurists.jp

シンガポール事務所



共同代表 山中政人
共同代表 宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp

ヤンゴン事務所



代表 湯川雄介

Tel +95-1-382632
Fax +95-1-370949
E-mail info_yangon@jurists.jp

Okada Law Firm (香港)*2



代表 岡田早織

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。